

第3次厚沢部町 子ども読書活動推進計画



令和5年3月
厚沢部町教育委員会

第3次厚沢部町子ども読書活動推進計画

目 次

第1章 「厚沢部町子ども読書活動推進計画」策定にあたっての背景・・・	1
1 計画策定の目的	
2 計画策定の基本方針	
3 計画の期間	
第2章 子どもの読書活動の意義・・・	2
1 子どもの読書活動の意義	
第3章 子どもの読書活動の現状・・・	4
1 学校の現状	
2 家庭・地域の現状	
3 図書館の現状	
第4章 第2次厚沢部町子ども読書活動推進計画の成果と課題・・・	7
1 学校図書室等における読書環境整備と読書活動の活性化	
2 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	
3 図書館が提供するサービスの充実と読書環境の整備	
第5章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組・・・	11
1 学校図書室等における読書環境整備と読書活動の活性化	
2 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	
3 町図書館が提供するサービスの充実と読書環境の整備	
資料・・・	14
「厚沢部町子ども読書活動推進計画」策定委員名簿・・・	19

第1章 「厚沢部町子ども読書活動推進計画」策定にあたっての背景

1 計画策定の目的

子どもたちは本を読むことで言葉を学び、表現力や想像力といった感性を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けることができます。そのため、子どもたちにとって読書は欠くことのできないものであり、小さいうちから本に触れあい、自発的に楽しめるような環境が重要となります。

当町では、行政のみならず家庭・地域・学校が一体となった取り組みを進めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）及び「北海道子どもの読書活動推進計画」（平成15年11月）に規定される計画として位置付けた「厚沢部町子ども読書活動推進計画」（平成24年3月）に基づき、子どもたちが読書を楽しめる環境づくりに取り組んできました。

また、「視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年6月）が施行され、令和2年7月には「視聴覚障害者等の読書環境の整備推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）」が策定され、視聴覚障害のある方へのサービスの充実が求められています。

本計画は、前計画の基本的な考え方を継承しつつ、前計画の成果と課題を受け、今後の課題解決のための計画を策定し、更なる読書活動の推進を目的としたものです。

2 計画の基本方針

「第3次厚沢部町子ども読書活動推進計画」では、「学校」「家庭・地域」「図書館」における現状と課題を分析し、課題解決とさらなる読書活動推進を図ることとします。

- （1）学校図書室等における読書環境と読書活動の活性化
- （2）家庭・地域における読書活動の推進
- （3）図書館が行うサービスの充実と読書環境の整備

3 計画の期間

本計画は、5年ごとに更新される厚沢部町教育推進中期計画と時期を合わせて更新し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 子どもの読書活動の意義

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、視野を広げて人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものです。

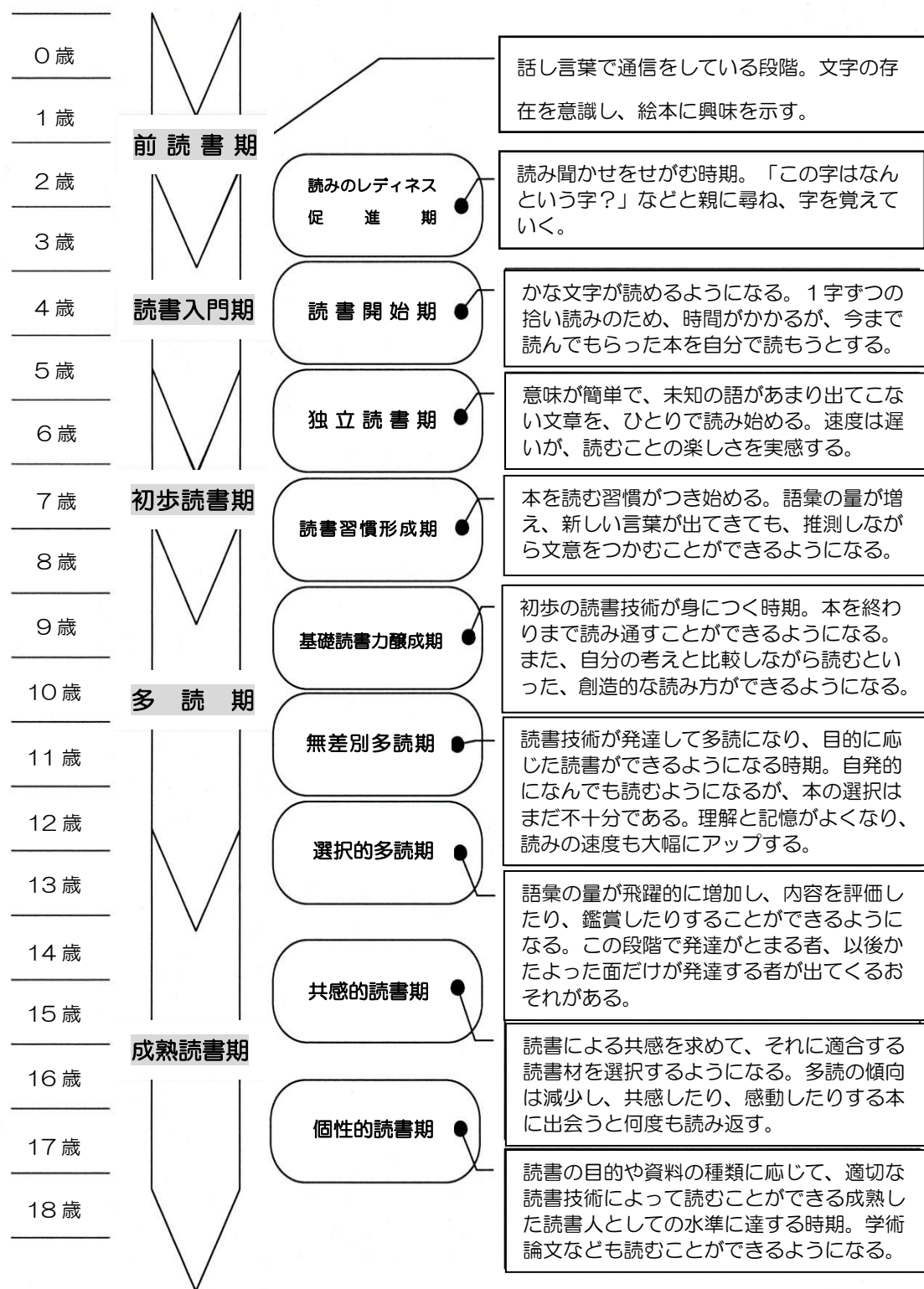
人は家庭・学校・地域の中で成長しており、特に子ども時代に出会う読書の経験は個人の自立の基盤となる力を育みます。幼い時に身近な大人の膝の上で読んでもらった本の世界は、物語と一緒にその大人の声、その時の温もり、そして匂いまでもが思い出とともに蘇ってきます。字の読めない幼児が、決して一人では味わえない想像の世界を心地よく思い出せるのは、幸せな読書環境に育ったからです。そして、認定こども園等の幼児教育機関や子育てサークル等で、同い年の子どもと一緒に味わう「読み聞かせの時間」は、友達と一緒に笑ったり、喜んだり、ヒヤヒヤしたり、ドキドキしたり、十分に楽しみを共有できる経験を与えてくれます。それは本の楽しさを十分知っている理解ある大人が側にいるからです。

また、文字を覚え、自分から読書ができるようになると、先生や友達の紹介で新しい本との出会いが始まります。未知の世界をまるで羽根が生えたように自由に飛び回りながら、今まで経験したことのない出来事に遭遇します。そして、ページをめくるごとに心が高鳴り、想像の世界で思考する自分との出会いに喜びを感じるようになるのです。

イギリスの児童図書館員、アイリーン・コルウェル氏は「書物のない家庭は、窓のない家のようなものです。なぜなら、本というものは、それを通して、子どもが知識と経験のより広い世界をのぞき見ることのできる、もっとも重要な手段だから」と述べています。

このように、子どもの心の健全な成長を促し、次代を担う子どもの豊かな人間形成と人生をより深く生きる力を身につける上で、読書の役割は極めて重要であり、すべての子どもが自主的に読書できる環境づくりを推進していく必要があります。

当町には、子ども時代の読書を応援するための関係機関・団体として、図書館、保健福祉担当課、ブックスタートボランティア、認定こども園、小学校、中学校、読み聞かせサークル等があります。それらの関係機関・団体が連携・協力し、子どものそれぞれの発達段階に応じた読書環境の推進に取り組むことも必要です。



読書能力の発達段階

(読書教育研究会編 1995年「読書教育通論-児童生徒の読書活動」学芸図書)

第3章 子どもの読書活動の現状

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、現在は「新しい生活様式」を取り入れ事業や活動を実施しているところです。新型コロナウイルス感染症が拡大し緊急事態宣言が発令された令和2年には、読み聞かせ団体は読み聞かせの自粛や活動の場が制限されるなど、これまでの活動ができなく、現在まで活動の停滞につながっています。各学校についても、感染拡大防止のため読み聞かせを自粛していましたが、現在ではしっかりと感染予防対策を講じたうえで教職員が読み聞かせを実施する学校もあり、徐々にこれまでの読書活動が推進されてきました。

1 学校の現状

読書意欲の向上や望ましい読書習慣の形成のため「朝読書」や学校図書室に関する広報活動（新着図書やおすすめ図書の案内など）を実施しています。

小学校では、図書委員会の児童や教職員による読み聞かせなどの実施により読書活動を積極的に推進しています。また、タブレットを利用し、読書アプリにより読んだ本を記録するなどの取組も行われています。読み聞かせサークルによる読み聞かせ会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施されていない状況となっています。

中学校ではお気に入りの本を紹介し、読みたくなった本を決定するビブリオバトルが行われ、プレゼンをする表現力や読んでみたいと思える本に出会う機会を創出しています。

移動図書館が学校へ訪問する際には、月に一度学級文庫と学校図書室への団体貸出も行っております。

平成26年に学校図書館法が改正され、学校司書（※1）の配置が努力義務となりましたが、小・中学校では司書教諭や学校司書の配置がされておらず、図書担当の教諭はいるものの担当変更などにより、一貫した図書室運営や蔵書管理が難しい状況となっています。

学校図書室は現在、蔵書の背表紙に番号を付けて分類し管理していますが、多くの学校ではデータベースを作成しておらず、作成にかかる時間と労力が必要となります。

また、移動図書館も特定の児童生徒しか利用していないため、児童・生徒の読書への興味・関心を高めることが必要となります。

（※1）学校司書とは、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。

（学校図書館法第六条第一項より）

2 家庭・地域の現状

子どもが読書に興味を持つためには、日常生活の中で大人が本を読む姿を見ることが、子どもに本を読み聞かせることが大切であり、子どもの読書習慣の形成には身近な大人の導きが不可欠であると言えます。当町では幼児期からの読書習慣形成のため、「ブックスタート事業（※2）」や「フォローアップ事業（※3）」、読み聞かせサークル（※4）による「読み聞かせ活動」が行われています。また、読み聞かせサークルの方たちには「図書館まつり」や「図書館クリスマス会」にも講師として参加していただいております。厚沢部町の読書啓発事業において必要な存在となっています。

今後もこれらの事業を継続・発展させていかなければならないところですが、ブックスタートボランティアの人数が不足しており、事業開始当初は12名であったのに対し、平成29年度では6人、令和3年においては3人にまで減少しています。

家庭での読書について、園児、小学生、中学生の保護者のアンケートによると子どもに読み聞かせを「良くしている（いた）」「時々している（いた）」保護者は76.2%と高く、0歳から読み聞かせを始めた保護者は48.4%と半数近く、小さな頃から本にふれあっていることがわかります。

また、本と読むことが「好き」「どちらかというと好き」との回答は79.7%と本に関心がある一方、「時間がない」との理由に本をほとんど読まない方が多く、平日では56.0%、休日であっても48.8%となっています。

（※2）ブックスタート事業：平成16年度より開始。9～10カ月の乳幼児健診時、絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひと時を持つきっかけをつくる活動。

（※3）フォローアップ事業：ブックスタート事業後のフォローとして、2歳児相談時に実施。対象年齢に応じた絵本の紹介や読み聞かせを行う。

（※4）町内の読み聞かせサークルは「おはなしポケット」と「館っ子おはなしの会」の2団体。



《読み聞かせ》



《ブックスタート》

3 図書館の現状

図書館利用者について、第1次計画の初年度(H25年度)は5,919人、最終年度(H29年度)は6,591人と増加しており、第2期計画の初年度(H30年度)は7,114人と増加しています。しかし、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言等により閉館や利用制限等の感染症拡大防止対策を講じたため3,275人に減少しました。令和3年度は3,618人と回復傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症発生前の利用者数まで回復するには時間を要することが予想されます。

また、貸出冊数は平成26年度の13,639冊をピークに減少し、新型コロナウイルス発生後の令和3年度は9,502冊となりました。児童書の児童生徒数の影響により貸出冊数は減少していますが、一般書についても減少傾向にあります。

図書館が行っている読書啓発の事業としては、小学校新1年生に図書館の利用方法の説明とバッグの配布、小・中学生に対して長期休業中に「夏(冬)休みおすすめ図書リスト」の配布や読書感想文集の発行、図書館まつりやクリスマス会といったイベントで随時読書の楽しさを発信しています。

また、季節や行事、イベントにあわせこれらに関係のある本を選書し、特設コーナーを設置し紹介しています。

選書について、北海道学校図書館協会や北海道読書推進運動協議会が勧める本のほか、配架してほしい本のリクエストも受け付けており、利用者の要望も参考に行っております。

子供向けのコミック(漫画本)については、子どもたちが漫画ばかり読むことのないように、購入する蔵書をコミックからライトノベル等へ変更するなど行っております。



《「北海道みんなの日(道民の日)」特集コーナー》

第4章 第2次厚沢部町子ども読書活動推進計画の成果と課題

1 学校図書室等における読書環境整備と読書活動の活性化

(1) 学校における読書活動の推進と読書環境の整備

ア 成果

朝読書等の取組や教員による読み聞かせにより読書活動の推進を図った結果、本を読む時間や回数が増加したが小学生で 59.4% (+8.4%)、中学生で 72.7% (+13.9%) となり取組の効果が十分あったと言えます。

学校図書室の環境について、蔵書のデータベース化や貸出システムの導入の環境整備により、蔵書の適切な管理と負担軽減が図られました。

イ 課題

1 ヶ月間1冊も本を読まない小学生が 8.7% (+5.5%)、中学生では 12.1% (+1.3%) となり不読率の上昇が懸念されます。

学校の蔵書のデータベース化や貸出システムの導入について、各校取り組んでいますが完了している学校は一部であり、登録作業の時間や労力が課題となっています。

また、一人一台端末の導入とインターネット環境の整備により調べ学習の際に書籍の活用が以前より減少することが予想されます。

学校図書室への新聞配備について、各校1紙の配備をしていますが、選挙権年齢や成人年齢の引き下げにより児童生徒が主権者として、必要な資質や能力を身に付けることが重要とされており、発達段階に応じた図書室への新聞の複数紙配備が必要となります。

(2) 図書館と学校との連携・協力

ア 成果

図書館の蔵書を各学年に合せて選書し、団体貸出を実施することにより、多くの本にふれる機会を提供し学校での読書活動の充実が図られました。

また、図書館職員を学校へ派遣し、読み聞かせや図書委員活動のサポートやアドバイスの実施により学校図書室との連携を強化しました。

イ 課題

学校司書や図書館司書の配置がされておらず、担当教諭の変更による一貫した図書室の運営の難しさや担当教諭の負担、図書館司書の不在によるスキル不足の解消が必要となります。

(3) 子ども自身による読書活動啓発

ア 成果

学校図書室の新着図書案内に合せ、学校図書だよりを作成し読書活動の啓発を行った結果、学校図書室を利用したことがある小学生は 92.8% (+8.1%)、中学生

は 84.8% (+3.4%) と利用率が増加しました。

また、学校図書室を利用したことがある児童生徒のうち「2週間に1回以上」の利用は小学生で 62.5% (+39.3%)、中学生では 35.2% (+26.4%) と大幅な増加となり、啓発活動に大きな効果がありました。

中学校でのビブリオバトルの開催は、プレゼン力と表現力を身に付けると同時に本への関心を生徒同士で啓発しており、この取組も成果に影響を及ぼしていると言えます。

イ 課題

本を読むことが「嫌い」「どちらかというと嫌い」という小学生が 27.5% (+9.6%)、中学生では 24.2% (+6.6%) と増加傾向にあり、嫌いになったきっかけは、読むことが「面倒」「面白くない」などの『本の楽しさや面白さ』に出会っていないと予想される意見が多く、本の魅力を感じることができる啓発方法の検討が必要です。

※ () は平成23年度調査との比較の数値

2 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 乳幼児とその保護者に対する読書活動推進啓発

ア 成果

乳児健診及び2歳児相談の母子保健事業時にブックスタート・フォローアップ事業を実施し家庭での読み聞かせを推進した結果、読み聞かせを「よくしている」

「時々している」家庭は 76.2% (+4.8%) と増加し、2歳児までに読み聞かせを始めた家庭は 82.8% とブックスタート・フォローアップ事業がきっかけとなったことが予想され事業の一定の効果があったと言えます。

イ 課題

母子保健事業での啓発機会は、子ども1人に対して乳児と2歳児の2回であり、継続した啓発が実施されていない状況にあります。読み聞かせを実施している家庭が増加していますが、実施していない家庭への啓発機会の創出を検討する必要があります。

(2) 関係機関や団体との連携・協力

ア 成果

「図書館まつり」や「クリスマス会」の読み聞かせ啓発事業について、町内の読み聞かせ団体（おはなしポケット、館っ子おはなしの会）と連携・協力し、事業を実施しました。この連携により、各団体の活動機会や活動PRに繋がりました。

イ 課題

厚生労働省から提示された「新しい生活様式」により、令和2年から団体活動の自主的自粛や活動の場に制限があり、団体活動が停滞している状況となっています。

(3) 人材の育成と交流

ア 成果

ブックスタート・フォローアップ事業で活躍している読み聞かせボランティアの新規ボランティアをポスターや社会教育通信などにより募集を行った結果、1名の応募がありました。

イ 課題

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により活動が停滞することで、子どもたちや団体、団体内での交流が希薄となっています。コロナ禍で出来る活動を支援し団体会員やボランティアの士気を高めることが重要となります。

※（ ）は平成23年度調査との比較の数値

3 図書館が提供するサービスの充実と読書環境の整備

(1) 図書館の整備・充実

ア 成果

所蔵のデータベースによる管理の充実や図書館職員によるレファレンスサービスや図書館から離れた学校でも多くの本が借りられるように移動図書館バスの運行を継続しました。

児童書の貸出数は、平成28年度から新型コロナウイルス感染症発生前まで、ほぼ横ばいで変化はありませんでしたが、令和2年度からコロナ禍になり、図書館の閉館や制限などにより利用者の減少に伴う貸出数が減少しました。移動図書館についても感染症拡大に伴う運休などにより貸出数が減少しました。

しかし、コロナ禍までは図書館を利用する子どもが増加傾向にあり「気軽に立ち寄れる図書館」としてのイメージが定着していたことが予想されます。

イ 課題

図書館を利用する子どもは増加していますが、貸出数が減少していることから利用者が本を借りたくなる工夫が必要となります。

また、特定の児童生徒への貸出が多く、読書への興味・関心を高め、より広く利用されるよう改善しなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の完全な終息には至っていないことから感染防止対策を引き続き実施するとともに、コロナ禍に合せたサービスの提供も必要となります。

(2) 本にふれあう場所や機会の提供

ア 成果

図書館まつりやクリスマス会を行い、読み聞かせや工作により子どもたちが楽しく本とふれあえる機会をつくりました。継続して実施したこれらの事業の参加者数は20人前後で横ばいでしたが、人形劇や手遊び、バッチづくりなどを取り入れた令和3年度のクリスマス会は44人の参加となり大きな成果となりました。

また、学校の依頼により実施した職場体験や図書館見学は、図書館の業務や利用方法、図書の探し方などを学習し、関心・興味を持つきっかけとなりました。

新たな図書と出会う機会として実施した、季節や出来事に応じた特集コーナーや『子どもに読んでほしい・友達に読んでほしいこの1冊』50選』について、図書を実際に手に取る姿もあり、一定の成果があったと言えます。

令和3年度には除籍となった図鑑や自然に関する書籍を鶉ダムオートキャンプ場に配置し、自然の中で見つけた昆虫や星座などを調べる機会を提供しました。

(3)「読書活動推進委員会」の組織

ア 成果

各学校の図書担当職員や認定こども園職員、読み聞かせ団体などの関係者が一堂に集まることで、当該年度の認定こども園の園児や各学校の児童生徒の図書に対する様子や各学校の読書活動の取組など情報交換の場となり読書活動を推進する上で欠かせない場となっています。この情報交換が各学校や団体の課題解決のきっかけとなっています。



《『子どもに読んでほしい・友達に読んでほしいこの1冊』50選』》

第5章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

1 学校図書室等における読書環境整備と読書活動の活性化

子どもが読書活動への意欲を高め、自主的な読書習慣を身につけることができるよう、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げるような機会を提供するとともに、そのための環境の整備と充実に努めます。

(1) 推進方針

ア 読書を楽しむきっかけとなるよう、学校における読書活動の推進と読書環境の整備に努めます。

イ 調べ学習や読書活動の支援のため、学校と図書館の連携・協力を図ります。

ウ 子どもたち自身が読書活動の意義や重要性の普及・啓発をするよう努めます。

(2) 具体的な取組と年次計画

△準備 ○新規 ●継続

推進方策	具体的な取組	年次計画				
		5	6	7	8	9
(1) 学校における読書活動の推進と読書環境の整備	・朝読書等の全校的な読書活動の推進 ・学校図書室の環境や図書資料の整備 ・教科学習における学校図書室の活用 ・校内での読み聞かせ会の開催 ・蔵書のデータベース化 ・移動図書館訪問時における本の推薦 ・学校図書室への新聞の複数紙配備	●	●	●	●	●
(2) 図書館と学校との連携・協力	・学校図書室や学級文庫への団体貸出 ・図書館職員派遣による蔵書整理や運営協力 ・調べ学習やブックトーク等（※5）総合学習や職場体験での図書館の活用 ・蔵書目録の共有化 ・移動図書館で運ぶ蔵書の要望把握の継続	●	●	●	●	●
(3) 子ども自身による読書活動啓発	・学校図書室の新着図書案内 ・学校図書便り作成・配布 ・児童や生徒による読み聞かせの推進	●	●	●	●	●

（※5）ブックトーク：あらかじめ決めた「テーマ」に沿って関連する本を選び、本から本へ話をつなぎながら紹介すること。

2 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるため、その意義や重要性について広く普及・啓発を行う人材の発掘と育成に努めます。そして、子どもの読書活動に携わる関係機関・民間団体が、活躍できる場と活動の周知、緊密な連携と相互の協力が図られる体制を整備し、地域全体の取り組みとして子どもの読書活動を推進していきます。

(1) 推進方策

ア 小さいうちから読書に対する興味を持たせるため、乳幼児とその保護者に対して読書活動推進の啓発を行います。

イ 関係機関や民間団体との連携・協力を図り、読書活動の活性化を図ります。

ウ 子どもと本を結びつける活動を行う人材の発掘と育成に努めます。

(2) 具体的な取組と年次計画

△準備 ○新規 ●継続

推進方策	具体的な取組	年次計画				
		5	6	7	8	9
(1) 乳幼児とその保護者に対する読書活動推進啓発	・ブックスタート・フォローアップ事業の実施 ・保健事業での読書啓発及び推薦図書リストの配付 ・推薦図書リストの配布	●	●	●	●	●
(2) 関係機関や団体との連携・協力	・認定こども園や学童保育所等への団体貸出 ・関係団体からの推薦図書の紹介 ・各機関・団体での図書館除籍済図書の活用 ・学校や認定こども園での読み聞かせ会の開催 ・読書活動団体の活動の支援や場の提供	●	●	●	●	●
(3) 人材の発掘と育成	・新規読み聞かせボランティアの募集 ・研修会や講座等への参加の呼びかけ ・関係機関や団体の情報提供	△	○	●	●	●

3 図書館が提供するサービスの充実と読書環境の整備

子どもたちの興味・関心を引き出せるような蔵書構成を図り、利用者に常に新しい情報と快適な読書環境を提供できるよう努めます。

また、「町の情報拠点」としての役割を果たすため、厚沢部町に関する地域資料の収集と保存にも力を入れることとします。

(1) 推進方策

ア 自主的な読書活動を支援するため、図書館の整備と充実に努めます。

イ 図書館で本にふれあう場所や機会の充実を図ります。

ウ 「読書活動推進委員会」を組織し、関係機関や団体の資質の向上に努めます。

(2) 具体的な取組と年次計画

△準備 ○新規 ●継続

推進方策	具体的な取組	年次計画				
		5	6	7	8	9
(1) 図書館の整備・充実	・蔵書のデータベース化	●	●	●	●	●
	・図書館職員によるレファレンスサービス(※6)の継続	●	●	●	●	●
	・特集やおすすめ図書コーナー等の充実	●	●	●	●	●
	・配架要望把握等のためのアンケートの実施	○	●	●	●	●
	・道立図書館等との連携によるサービスの充実	●	●	●	●	●
	・移動図書館バス「あすなろ号」の継続	●	●	●	●	●
	・厚沢部町に関する地域資料の収集	●	●	●	●	●
	・読書バリアフリーへの整備	△	△	○	●	●
(2) 本に触れ合う場所や機会の提供	・図書館まつり・クリスマス会の開催	●	●	●	●	●
	・職場体験や図書館見学の受け入れ	●	●	●	●	●
	・読書通帳の導入	△	○	●	●	●
(3) 「子ども読書活動推進委員会」の運営	・子ども読書活動推進計画の策定				△	○
	・運営や整備に関する意見や情報交換のための委員会の開催	●	●	●	●	●

(※6) レファレンスサービス：利用者が学習・調査を目的として必要な情報・資料を求めた際に、図書館職員が情報または必要とされる資料を検索・提供・回答することによって、これを助ける業務。

【資料】

1 図書館蔵書貸出数

(1) 第1次計画期間

単位：冊

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	平均
一般書	5,695	5,758	5,012	4,931	4,760	5,231
うち移動図書館	652	801	990	1,127	1,016	917
児童書	7,800	7,881	7,543	6,674	6,678	7,315
うち移動図書館	2,248	2,915	2,238	1,854	1,845	2,220
合 計	13,495	13,639	12,555	11,605	11,438	12,546
うち移動図書館	2,900	3,716	3,228	2,981	2,861	3,137

(2) 第2次計画期間

	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	平均
一般書	4,071	3,375	3,211	3,770	3,524	3,590
うち移動図書館	707	560	348	354	343	462
児童書	6,728	5,782	4,870	5,732	5,735	5,769
うち移動図書館	1,742	1,842	368	349	336	927
合 計	10,799	9,157	8,081	9,502	9,259	9,360
うち移動図書館	2,449	2,402	716	703	679	1,390

2 図書館利用(入館)者数

(1) 第1次計画期間

単位：人

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	平均
大 人	2,654	3,061	2,822	2,848	3,046	2,886
子ども	3,265	3,525	3,236	3,358	3,545	3,386
合 計	5,919	6,586	6,058	6,206	6,591	6,272

(2) 第2次計画期間

単位：人

	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	平均
大 人	2,957	2,610	1,958	2,226	2,441	2,438
子ども	4,157	4,148	1,317	1,392	2,318	2,666
合 計	7,114	6,758	3,275	3,618	4,759	5,105

※「図書館蔵書貸出数」及び「図書館利用(入館)者数」は行政報告書を参照

3 全国の公立小・中学校における学校図書館図書標準の達成率ごとの学校の割合と厚沢部町における学校図書館図書標準の達成状況

	小学校			中学校		
	全国公立学校	厚沢部町		全国公立学校	厚沢部町	
	令和元年度末	令和元年度末	令和3年度末	令和元年度末	令和元年度末	令和3年度末
達成率 0～25%未満	0.1%	0 校	0 校	0.3%	0 校	0 校
達成率 25～50%未満	0.6%	1 校	1 校	1.8%	0 校	0 校
達成率 50～75%未満	5.8%	0 校	0 校	10.3%	0 校	0 校
達成率 75～100%未満	22.3%	1 校	2 校	26.5%	1 校	1 校
達成率 100%超	71.2%	1 校	0 校	61.1%	0 校	0 校

※学校図書館図書標準の達成率：各学校における学校図書館図書標準に基づく蔵書冊数の達成割合。

※令和元年度末の数値は「令和2年度『学校図書館の現状に関する調査』結果について」より

※令和3年度末の数値は「令和4年度『学校図書館の現状に関する調査』」の報告数値より

4 全国及び北海道の公立学校における司書教諭の発令状況及び学校司書の配置状況（11 学級以下の学校）

令和2年5月1日現在

	小学校		中学校	
	全国	北海道	全国	北海道
司書教諭	30.7%	12.5%	31.0%	65.9%
学校司書	69.1%	24.8%	13.5%	33.9%

※「令和2年度『学校図書館の現状に関する調査』結果について」より

5 地域との連携に関わる取組の状況

	小学校		中学校	
	平成27年度末	令和元年度末	平成27年度末	令和元年度末
ボランティアを活用している学校数の割合	81.4%	78.7%	30.0%	27.9%
公共図書館との連携をしている学校数の割合	82.2%	86.0%	57.5%	65.4%

※「令和2年度『学校図書館の現状に関する調査』結果について」より

6 蔵書のデータベース化の状況

	小学校	中学校
平成27年度末現在	73.9%	72.7%
令和2年5月1日現在	80.5%	79.3%

※「令和2年度『学校図書館の現状に関する調査』結果について」より

子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

文字・活字文化振興法

（関係機関等との連携強化）

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

学校図書館法

（目的）

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（学校図書館の運営）

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 1 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 3 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 4 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 5 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

附 則 抄

（司書教諭の設置の特例）

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

（学校司書）

第6条 学校には、前項第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならない。

図書館法

（図書館奉仕）

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 1 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 3 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 4 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

- 5 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 6 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- 7 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 8 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

「厚沢部町子ども読書活動推進計画」策定委員名簿

《 委 員 》

太 田 滋 子	社会教育委員副委員長
橋 端 純 恵	認定こども園主任保育教諭
竹 中 彩 華	厚沢部小学校教諭
柴 田 みちる	鶉小学校教諭
齋 藤 喜久子	館小学校教諭
松 崎 郁 子	厚沢部中学校教諭
福 島 美 香	読み聞かせサークル「おはなしポケット」
尾留川 ゆかり	読み聞かせサークル「館っ子おはなしの会」
小 森 麗 奈	保健福祉課保健師

【任期：令和4年9月1日～令和5年3月31日】

《事 務 局》

鈴 木 聡	教育長
安 達 達 也	教育委員会 事務局長
二 宮 和 之	教育委員会 事務局主幹
板 坂 勇	教育委員会 社会教育係長
荒 木 敬 仁	教育委員会 学校教育係主査
飴 谷 美 鈴	教育委員会 社会教育係（図書館係）
大 口 絢 子	教育委員会 社会教育係（図書館係）

第3次厚沢部町子ども読書活動推進計画

発行日 2023 年 3 月

発 行 厚沢部町教育委員会

編 集 厚沢部町教育委員会社会教育係

〒043-1113

北海道檜山郡厚沢部町新町 234-1

教育委員会事務局 TEL 0139(64)3318

厚沢部町図書館 TEL 0139(64)3436

FAX 0139(64)3822



北海道「朝読・家読運動」イメージキャラクター